

【新・地方自治 2008 : No. 4】

地方自治の充実(5) 地方自治関係法制の見直し

地方分権改革の推進においては、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大することが重要となる。この自由度の拡大によって、自らの責任(自己責任と応答責任)において行政を実施する仕組みを構築することが可能となる。このため、地方分権改革推進委員会(以下「推進委員会」)の「中間的な取りまとめ」(2007.11.16)においては、自治事務に対して法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものについて、義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマールを設定し、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求め、回答内容について推進委員会として検証を行うこととしている。

しかし、政策や制度の問題も含め自由度を拡大するためには、個別行政分野における政府間の役割分担の改革や法令による規律密度の改革などを進め団体自治を充実するとともに、地方自治体における行政体制の整備や地方自治関係法制による制度規制を緩和し、住民自治を拡充することが重要である。本来、団体自治と住民自治を区分けすることなく、一体として充実していくことが必要である。

地方自治体を「地方政府」とし、中央政府と対等の政府間関係を構築するには、自治行政権、自治立法権、自治財政権を完備した完全自治体に高めていくとともに、地域住民の民意を的確かつ鋭敏に反映する地方政治の場に変えていくことが求められるからである。

地方自治体における行政体制の整備に向けて、平成の市町村合併が促進され基礎自治体の行財政基盤の充実強化が図られてきた。加えて、地方議会を活性化するための自治基本条例・議会基本条例の制定運動や首長選挙を政権選択選挙にするためのローカル・マニフェスト運動など、自発的な自治体改革が始まっている。また、住民参加やパートナーシップの充実に関し個々の地方自治体でも努力を重ねてきた。こうした努力をさらに敏速かつ有効性高く実現するためにも、地方自治関係法制の見直しは不可欠となる。

推進委員会においても、第一次勧告でこうした自発的な自治体改革の試みをさらに一段と加速させていくために、地方自治体における行政委員会の必置規制の緩和、「開かれた議会、討論する議会、行動する議会」に向けた地方議会制度改革、地方自治体の財務会計における自己責任の拡大、小規模自治体における機関(行政委員会、監査委員、議会事務局等)の共同設置や広域連携の促進など、制度設計に関する選択の余地を拡大する方向で、地方自治関係法制の見直しを求めていくことを明確にしている。

もちろん、地方自治法制の見直しに際しては、現在すでに第29次地方制度調査会において検討を進めている。具体的には、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実強化および地方議会制度のあり方等についての調査審議である。その調査審議の動向を踏まえ、相互の無用な重複や競合を避けるように進めていくことが重要である。

★次回以降、推進委員会の第一次勧告内容について解説を交えて紹介します。